

ID: 250

担当部署: 市民部 参事(廃棄物対策担当)

処分の概要	一般廃棄物処理業の許可申請手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	名寄市廃棄物の減量及び処理に関する条例 第24条第4項		
例 規 番 号	平成18年条例第145号		
<p>【根拠条文】</p> <p>(一般廃棄物処理業の許可申請及び手数料)</p> <p>第24条 法第7条第1項又は第6項の規定により、一般廃棄物処理業の許可を受けようとする者及び法第7条第2項又は第7項の規定により、一般廃棄物処理業の許可の更新を受けようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>2 前項の規定により許可を受けた者は、法第7条の2第1項に定める事項を変更しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>3 第1項の許可期限は、2年とする。</p> <p>4 一般廃棄物処理業の許可申請等においては、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を納付しなければならない。</p> <p>(1) 一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(2) 一般廃棄物処分業許可申請手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(3) 一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(4) 一般廃棄物処分業変更許可申請手数料 1件につき 10,000円</p> <p>(5) 許可証の再交付申請手数料 1件につき 3,000円</p> <p>【基準】</p> <p>根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設 定 年 月 日	平成 28 年 8 月 15 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 5 年 5 月 24 日